

第39回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和4年2月7日

○飛鳥井議長 皆さん、こんにちは。ただいまから第39回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

議長を務めさせていただいております飛鳥井でございます。本日の会議は、ウェブ会議システムを利用して開催しております。中央合同庁舎2号館警察庁第5会議室に、私のほか警察庁の構成員、事務局の方々が出席しております。他の構成員の方々におかれましては、ウェブ会議システムを利用して御出席いただいております。

なお、野坂構成員におかれましては、会議を欠席されるとの連絡を受けております。

本日は、第4次基本計画の策定後初めての専門委員等会議となります。新たに構成員になられた方、何人かいらっしゃいますので、一言冒頭で御挨拶を申し上げます。その中で、今この会議の置かれている立場といたしますか、そのことを簡単に御説明させていただきます。

皆さん、もう既に十分御承知のことですけれども、日本の犯罪被害者等施策というものは、第1次基本計画、第2次、第3次の基本計画でも国としての大枠のスキームというものは出来上がってまいりました。それもよく皆さん御存じのことだと思えます。ただ、その後も当事者の方々、それから、支援の現場に携われておられる様々な方から多くの要望が寄せられていたというのも、これも事実でございます。第4次基本計画では、そういった要望も受けながら、その中で実現できるもの、大枠のスキームを維持しながらも、その中で実現できるものについて、279項目の施策を打ち出したところでございます。それが昨年の4月1日に5年計画として発足をいたしました。

それで、この会議の位置づけですけれども、大きなスキームの再検討ということについては、時間的、あるいはいろいろな制約がございますので、その具体的に挙げられた施策の進捗状況を各省庁からの報告を受けて、それについて確認、検証し、あるいはまた御議論をいただくというような場となりますので、ぜひ皆様には活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、続いて新たな有識者構成員の方から御挨拶を賜りたいと思います。参考資料2として構成員の名簿をお配りしております。それでは、まず、和氣構成員からお願いいたします。

○和氣構成員 皆様、初めまして、和氣みち子と申します。今現在、被害者支援センターとちぎのほうで事務局長をさせていただいております。それから、全国被害者ネットワークの理事もさせていただいております。前任者の中曾根えり子さんの後任ということで、今回、初めて参加させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○飛鳥井議長 では、続きまして、滝沢構成員、お願いいたします。

○滝沢構成員 中央大学法科大学院で刑事訴訟法を担当しております滝沢誠と申します。初めてですが、よろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 それでは、続きまして川崎構成員、よろしくお願いいたします。

○川崎構成員 同志社大学の川崎です。刑事法を専攻しております。よろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

では、新たに構成員となられた方々、よろしくお願いいたします。また、関係府省庁の構成員につきましても、構成員が変更となっておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

それでは、まず警察庁からよろしくお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁の犯罪被害者等施策担当の審議官となりました滝澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 続いて内閣府、よろしくお願いいたします。

○内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） 内閣府の男女共同参画担当の大臣官房審議官の吉住でございます。よろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 続いて、法務省からよろしくお願いいたします。

○法務省政策立案総括審議官 法務省の大臣官房政策立案総括審議官の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 続きまして、文部科学省の構成員の方、よろしくお願いいたします。

○文部科学省大臣官房総括審議官 文部科学省の大臣官房総括審議官をしております柿田と申します。よろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 続きまして、国土交通省の構成員の方、よろしくお願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長 国土交通省総合政策局次長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 関係府省庁の構成員の方、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事及び配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。それでは、お手元の議事次第を御覧ください。本日の議題は、第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況についてです。各府省庁から提出のありました資料を資料1から資料4までお配りしております。また、参考資料1として令和3年版の犯罪被害者白書を事前にお配りしておりますので、適宜御参照ください。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、早速、審議に入りたいと思います。令和3年3月30日に閣議決定されました第4次犯罪被害者等基本計画は、その計画期間を5か年としておりまして、各府省庁が担当施策を推進していくこととされております。したがって、今年が1年目となります。

本日は、現時点における主な進捗状況について、関係府省庁から報告していただきたいと思っております。

第4次基本計画では、施策のフォローアップについて、「施策の進捗状況の定量的な把握に努め、これが困難な場合も可能な限り定性的に把握する」とされておりますので、この点に留意しながら報告をお願いいたします。各構成員からの御質問、御意見等は、全ての府省庁からの報告が終わった後にまとめてお伺いいたします。

それでは、警察庁から御報告をお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） それでは、まず警察庁から御報告申し上げます。

警察庁においては、第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたことを踏まえまして、第4次基本計画に盛り込まれた関係施策に関し、令和3年3月31日付で警察庁犯罪被害者支援基本計画を策定し、警察庁及び都道府県警察が講ずべき具体的な取組内容及びその推進要領を示しております。本日は、主な取組状況について御説明をいたします。

まず、地方公共団体における犯罪被害者支援の進捗状況について御報告をいたします。1点目は、施策番号166、「地方公共団体における総合的かつ計画的な被害者等支援の促進」についてであります。警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った「総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援」に資するように、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」において犯罪被害者等支援を目的とした条例を取り上げ、その条例に基づく主な支援施策等を紹介するほか、都道府県、政令指定都市における犯罪被害者等支援を目的とした条例に関する資料であります「条例の小窓」を取りまとめ、警察庁ウェブサイトに掲載するなどして地方公共団体に対する情報提供に努めております。

さらに、令和3年3月でございますが、都道府県警察に対しまして、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討等に資する協力等を行うように指示をいたしました。令和3年4月現在、32都道府県、8政令指定都市、384市区町村において犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定されております。

2点目は、施策番号170、「地方公共団体間の連携・協力の促進等」についてであります。本年度は犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業を滋賀県、京都府、徳島県及び高知県において開催いたしました。この事業は地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の底上げを図ることを目的としまして、警察庁と地方公共団体で共催をしているものです。内容としましては、犯罪被害者支援に係るeラーニングツールの作成や市町村職員等を対象にした研修会等を実施いたしました。eラーニングツールについては、支援者向けの研修用と中高生向けの教育用という用途の異なる2つのツールを作成いたしました。また、研修会においては、地方自治体の専門職や犯罪被害者御遺族等による講演もいただきました。事業の結果につきましては報告書を作成し、都道府県及び政令指定都市に配布することとしております。

次に訓練、研修等の状況について御報告をいたします。1点目は、施策番号183、「被害

者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進」についてであります。お送りしているかと思いますが、資料1-1を御覧いただければと存じます。犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援を行うためには、関係機関等が緊密に連携、協力することが不可欠であるところ、これらの連携強化のために警察本部で設置をしている被害者支援連絡協議会や警察署単位で設置をしている被害者支援地域ネットワークを活用した連携を推進する必要があります。

特に死傷者が多数に及ぶ事案が発生した場合は、被害者支援連絡協議会や被害者支援地域ネットワークに参加する関係機関等が連携して対応する場面が予想されることから、一部の都道府県におきましては、具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練等を実施しております。

また、コロナ禍の影響もありまして、参加者が一堂に会して訓練等を行うことが難しいような場合もあるわけですが、そうした場合でありましても、具体的事例に即して関係機関ができることを書面で共有するなどして、工夫を凝らした取組を行う協議会もあります。こうした取組を全国に紹介するなどして具体的な事案に応じた対応力の向上を図ってまいります。

2点目は、施策番号110及び111、「職員等に対する研修の充実等」についてであります。第4次計画において特に性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するために、警察学校等における研修を実施することとされたことを踏まえまして、各都道府県警察において性犯罪の捜査や性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、性犯罪被害者の心理等について講義を行っているほか、男性や性的マイノリティーが被害を受けた場合の対応について知見を有する専門家から講義をいただくなど研修の充実に努めております。

また、第4次計画においては、障害者の方の特性を踏まえた捜査や支援を推進するために、警察学校等における研修を実施することとされたことを踏まえまして、これも各都道府県警察におきまして捜査及び支援に従事する警察官等を対象に障害者の特性等について講義を行っておりますほか、障害者が犯罪被害を受けた場合の対応について知見を有する専門家の方から講義をいただくなど、これらの研修の充実にも努力をしているところでございます。

最後に広報・啓発の状況について御報告をいたします。1点目は、施策番号223、「性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上」についてであります。資料1-2を御覧いただければと思います。警察におきましては、性犯罪被害者が相談しやすい環境を整備するために、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号、#8103、通称ハートさんでございますけれども、これを24時間で運用しているところです。性犯罪被害者の方の情報入手の利便性を向上するためには、このハートさんの番号をより広く知っていただく必要があることから、本年度、警察庁ではハートさんの映像資料を作成し、各種動画サイトや街頭のデジタルサイネージ等で放映するなど、ハートさんの周知に努めています。

2点目は施策番号258、「犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報・啓発活動の実施」についてであります。資料1-3を御覧いただければと存じます。本年度は11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間に合わせ、11月27日に新潟県において地方大会を、また、12月1日に東京都において中央イベントを、それぞれ開催いたしました。中央イベントでは、タレントの中川翔子さんをゲストに招いてのトークセッション、犯罪被害者御遺族による御講演、伊藤先生にコーディネーターをお務めいただきましたけれども、有識者の方々によるパネルディスカッション等を実施いたしました。

中央イベントの様子であります。ダイジェスト版動画として、4月16日までYouTubeの警察庁公式チャンネルにおいて配信しております。皆様にも御覧いただければと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

警察庁から、以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして内閣府から御報告をお願いします。

○内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） 内閣府でございます。内閣府男女共同参画局では、性暴力や配偶者からの暴力をはじめとする男女間暴力対策を所管しております。内閣府としては、男女間暴力対策の観点から、「第4次犯罪被害者基本計画」に盛り込まれた施策を中心に被害者に寄り添った取組を推進してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、内閣府における第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれました主な施策の具体的進捗状況について説明をさせていただきます。まず1ページでございます。「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化に係る取組」についてです。内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金を通して性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの取組を支援しています。ワンストップ支援センターの運営の安定化や被害者支援機能の強化を図るため、ワンストップ支援センターの相談員の人件費や研修に係る経費等といった運営費の2分の1、被害者の医療費等の3分の1を補助しているところです。令和4年度当初予算案においては、相談員の処遇改善を含めた支援に関する取組をさらに強化するための前年度の1.8倍となる約4.5億円を計上し、ワンストップ支援センター予算について拡充、恒久化を図りました。

次、2ページでございます。「性犯罪・性暴力被害に係る相談体制」についてでございます。全国共通短縮番号#8891（はやくワンストップ）を周知しています。令和3年度上半期のワンストップ支援センターの相談件数は約2万9,000件に上っています。また、若年層が性暴力被害について相談しやすいよう、令和2年10月からSNSを活用した相談事業「キユアタイム」を実施しています。

令和元年度に内閣府で実施したワンストップ支援センター支援状況等調査によると、24時間運営しているセンターにおける時間帯ごとの相談件数の割合は、9時から17までが62%、17時から22までが20%、22時から翌朝9時までが18%となっておりますが、現在、

24時間365日対応しているセンターは21都道府県にとどまっています。このため、内閣府では令和3年10月1日に性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを設置いたしました。コールセンターでは、夜間休日といった最寄りのワンストップ支援センターの運営時間外に被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援を実施しています。

次に3ページでございます。「配偶者等からの暴力に関する取組」でございます。図の①を御覧ください。児童虐待の防止及び早期発見、早期対応のための体制整備等の観点から、官民のDV被害者支援の関係者を対象とした研修において、研修項目に児童虐待関係を追加するとともに、研修対象者に児童相談所職員を追加しております。

また、図の②について、内閣府では、民間シェルター等と連携して先進的な取組を進める都道府県等に交付金を交付し、その効果検証等を行うパイロット事業を実施しております。この事業を通じて民間シェルターにおけるDVや児童虐待の被害者を母子一体で受入れる体制整備や心理専門職によるメンタル面のケアなどを促進しています。これらについては、令和4年度当初予算案において前年度比1.6倍となる約3.7億円を計上し、民間シェルター支援のための予算の拡充を及び恒久化を図りました。

図の③については、再被害の防止等の観点から、加害者プログラムの試行実施について記載をしております。内閣府では、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、令和2年度に広島県において試行実施を行いました。さらに、令和3年度は令和2年度実施結果も踏まえ、自治体を広島県、熊本県、長崎県の3自治体に増やし、令和4年度内に地方自治体で活用可能な基礎的なガイドラインの作成、実施団体、実施プログラムは最低基準を策定することとしております。

次に4ページでございます。令和3年度の「女性に対する暴力をなくす運動」でございます。国民の理解の増進と配慮、協力の確保の観点から、女性に対する暴力を根絶するための広報・啓発の取組でございます。毎年11月12日から11月25日を女性に対する暴力をなくす運動期間として関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。令和3年度は「性暴力をなくそう」をテーマに広報を実施いたしました。女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリーや迎賓館赤坂離宮を紫色にライトアップしたほか、初めて全都道府県の施設においてライトアップが実施されました。

次に5ページでございます。令和3年から毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」とし、これまでのAV出演強要やJKビジネスなどの問題のさらなる啓発に加え、深刻化しているレイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声かけの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底しております。令和3年の月間においては、ポスターやリー

フレットを作成したほか、オンラインイベントを実施し、これらの問題等について集中的な広報・啓発活動を実施いたしました。令和4年の月間においては、4月から成年年齢の18歳への引下げを受け、契約に関する注意喚起等、積極的な広報・啓発を実施することとしております。内閣府においては、引き続き、これらの政策をはじめとする男女間暴力対策を実施してまいります。

私からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

続きまして、総務省から御報告をお願いいたします。

○総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課課長補佐 総務省の池田と申します。本日は、よろしく願いいたします。基本計画の施策番号194と同種が264に記載されておりますけれども、総務省におきましては、「SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等」に関しまして対策を取り組んでおります。そちらについて、本日は御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の3-1を御覧ください。総務省におきましては、インターネット上の誹謗中傷につきまして、もとよりインターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージというものを作成、公表して、関係省庁、関係事業者との協力の下でこの問題に取り組んでおりました。この中で、本日、こちら大きく4つの柱がございますけれども、犯罪被害者等基本計画と関係いたします柱の1と柱の4につきまして、特に説明をさせていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして資料の3-2でございます。ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動というところでございます。こちら、大きく3つの施策に関係省庁、事業者と連携して取り組んでおまして、1つ目がインターネットトラブル事例集、2つ目がe-ネットキャラバン、3つ目がキャンペーンでございます「#NoHeartNoSNS」キャンペーンでございます。インターネットトラブル事例集につきましては、歴年で毎年インターネットにまつわるトラブルの事例というのを作成、広報しておまして、学校での授業や教職員研修や保護者会、相談窓口での相談対応、住民への啓発において様々な方法で御活用いただいております。こちらにおきまして誹謗中傷について、自身が誹謗中傷のような投稿をしてしまった場合であるとか、されてしまった場合につきましてのトラブルというところでの取組を紹介しております。こちらにつきましては2022年版も今年度末に公表の予定としております。

2つ目のe-ネットキャラバンですけれども、こちらは学校などに出前講座を実施する施策でございます。こちらですけれども、コロナ禍を踏まえまして受講方法の選択肢も拡大しながら、リモート講座等での形態でも実施しております。こちらにおきましては、子供のインターネットの安心・安全な利用に向けての普及啓発活動のために、児童生徒、保護者、教職員等に対しまして講座を、情報通信分野の企業や団体、総務省と文科省などが協力して全国で実施しているところでございます。

3つ目の「#NoHeartNoSNS」のキャンペーンでございますけれども、こちらにつきましては法務省やSNS事業者団体と共同で特設サイトを実施して誹謗中傷等に係る普及啓発活動というのを実施しております。こちらにつきましては、昨年末に鷹の爪団というキャラクター、資料3-3でございますけれども、こちらとのコラボを実施いたしまして、さらに特設サイトを公表いたしました。こちらで、若者であつたりへの訴求力の高いコンテンツを用いまして、誹謗中傷等への普及啓発活動に役立てているところでございます。こちらはパンフレット等、全国の総合通信局等を経由してイベントでも配布する予定でございますし、YouTubeやTwitterなどではアニメーション動画や特設サイトに誘導するための広告配信というところも行っております。

続きまして、資料3-4でございます。こちらは被害に遭われた方の相談体制の拡充として行っている取組についての説明となります。総務省では、平成21年度より違法・有害情報相談センターという相談受けのセンターを運営しております。こちらのセンターでは、誹謗中傷をはじめとする違法な情報、あるいは有害な情報によって被害を受けられた方から、プロバイダー等に対して、その削除方法等を案内するセンターとして運営しております。こちら、昨今の誹謗中傷等の被害の重大性の高まりを受けまして、こちらの相談センターの体制の強化というところを基本計画でも盛り込ませていただいたところです。こちらの計画も踏まえまして、相談センターにおきましては相談員の増員と関係機関との連携強化というところに取り組んでおります。

例えばですけれども、法務省の人権擁護局様、あるいは案件によりましては最寄りの警察署様、民間企業で行っていらっしゃる相談窓口、あるいは地方自治体などからの相談の案内というところで各関係機関との連携を深めているところでございます。ちなみに、昨年度、令和2年度におきましては、こちらのセンターでは相談件数が5,407件受け付けておりまして、平成27年度以降、年間5,000件を超える程度ずっと高い水準で推移しております。こちら、相談内容に応じまして違法・有害情報センターのみではなくて、警察や民間の相談機関などへの紹介を行うなどしながら、連携の対応の強化に努めているところでございます。

私からは以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ただいま御報告のありましたSNSやインターネットを通じた被害の発生、あるいは被害の拡大というのは、まさに3次計画まではあまりそれほど目立たなかったのですが、第4次計画になりまして、これはもう大きな問題ということで、今、取組が進められているところでございます。また引き続き進捗状況を見守りたいと思います。

では、続きまして法務省から御報告をお願いいたします。

○法務省政策立案総括審議官 法務省の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

配付資料はございませんが、お手元の令和3年版の犯罪被害者白書の該当部分をお示し

しながら御説明をさせていただきたいと思っております。法務省といたしましても、第4次基本計画のそれぞれの施策につきまして、現在、その趣旨に沿って取組を進めております。本日は、そのうち法改正や運用の改善を進めている2つの事項について、その進捗状況を御説明いたします。

1点目は、犯罪被害者白書189ページ以下の(24)「加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実」、(25)「犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実」としての取組でありまして、施策番号では156、そして159から162に定められている取組でございます。既に御案内のとおり、法制審議会では平成29年2月から少年法の適用年齢の引下げについての審議が行われて、これに併せて犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備についても審議が行われました。その結果、令和2年10月の答申で刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の整備、さらに犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実に向けた整備が示されました。

この答申を踏まえまして、第4次基本計画に定められた施策が先ほど申し上げた156及び159から162でございます。これらは法改正を要するものと運用で対処できるものがございまして、順次御説明をいたします。

まず、法改正を予定している事項について御説明いたします。施策番号156の被害者等の心情等の聴取・伝達制度の整備として検討しておりますのは、具体的には刑事施設及び少年院の長が被害者等から被害に関する心情等を聴取して、これを矯正処遇や矯正教育に生かす仕組み、また、被害者等が希望した場合には、聴取した内容を受刑者等自身に対して伝達する仕組みを設けることとでございます。これは受刑者等の矯正処遇や矯正教育に被害者等の心情等を反映することによって、被害者等の立場や心情等への一層の配慮を行うとともに、受刑者等の反省や悔悟の情を深めさせ、効果的に改善更生を図ることを目的としております。この事項につきましては、現在、今通常国会で法案を提出すべく準備を進めております。

さらに、施策番号159、160、161の犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実についてです。まず、159は地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置をとるに当たって、犯罪被害者等の被害に関する心情、その置かれている状況、その他の事情を考慮する仕組みを整備するという事です。160は、保護観察を行う際に保護観察対象者が遵守すべき事項の中に次の事項、すなわち犯罪被害者等の心情やその置かれている状況等を理解して、その被害を回復すべき責任を自覚するために、その指導に関する事実について保護観察官又は保護司に対して申告するなどの事項を追加するという事とでございます。

さらに161は、地方更生保護委員会が仮釈放等の許否の判断をするに当たって、犯罪被害者等から意見等の聴取を行う際に、その内容として生活環境の調整や仮釈放中の保護観察に関する意見等も含まれることを法文上明記するという事とでございます。これらの事項につきましても、現在、着実に検討を進めており、今通常国会で法案を提出する準備を進めているところでございます。

さらに、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実につきましては、運用面として施策番号162に対応する取組を進めております。つまり、保護観察対象者が具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝の措置を講ずることについて、生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう保護観察官等による指導が行われるようにするために新たな運用指針の策定を進めているところでございます。これらが法制審議会の答申を踏まえて第4次基本計画に定められた施策に対する取組状況でございます。

このほか、施策番号158には、現在行われております保護観察段階での犯罪被害者の心情伝達制度について、その制度へのアクセスを向上させるとともに、しよく罪指導プログラムを充実化させることについて検討を行うとも定められております。現在、法務省では更生保護官署職員によるPTを立ち上げて、しよく罪指導プログラムの改訂に向けた協議を行うなど、これらの具体化に向けた検討を進めているところでございます。

2点目は、犯罪被害者白書の196ページ、施策番号209に定められております「弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討」についてでございます。法務省では令和2年7月、犯罪被害者支援弁護士制度検討会を設置し、例えば現在、日弁連で行っております犯罪被害者支援のための費用を国が負担するスキームとすることなどを含め、支援の対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について広く検討を行いました。その過程でさらに検討すべき様々な課題が見えてまいりましたので、令和3年4月に検討会としてひとまず論点整理を取りまとめました。

その上で令和3年10月、この論点整理に基づいて実務的に議論を進めていくために、新たに「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」を設置いたしました。この協議会では日弁連の犯罪被害者支援委員会の委員である8名の弁護士や法テラスに参加いただいております。犯罪被害者に対する法的支援の方策、在り方について、まず運用面における改善や見直すべき事実を洗い出して、事項を洗い出して犯罪被害者支援に反映すること、そして法制化に向けた課題も含めて検討を今現在進めているところでございます。この検討が進みましたら、本会議においても御報告をさせていただきたいと考えております。

法務省からの説明は以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。

続きまして、文部科学省から御報告をお願いします。

○文部科学省大臣官房総括審議官 文部科学省でございます。文部科学省も資料を用意しておらずに恐縮でございますが、お手元の白書に掲げられております基本計画を御参照いただければと思います。まず、文科省における施策の中で、本日は主なものについて、進捗状況について御報告申し上げます。

まず、177ページ、施策番号53、「被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等」についてでございます。文部科学省では、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心理の専門家であるスクールカウンセラー及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置の充実に取り組んでおります。

具体的には、スクールカウンセラーの全公立小中学校、これは全体で2万7,500校、学校数がございますが、そこに対して週1回当たり4時間程度、こういった形で配置すること、それから、スクールソーシャルワーカーにつきましても全中学校区、これについては1万中学校区ございますが、こちらについて週1回3時間程度の配置、これらを予算計上して推進しております、令和4年度におきましてもこれらのさらなる拡充ができるように予算案に計上しております。これらの取組を通じまして、引き続き教育相談体制の一層の強化に努めてまいります。

次に182ページの施策番号95及び96でございます。「児童虐待の防止、早期発見、早期対応のための体制整備等」についてでございます。まず、文部科学省では令和元年5月に学校、教育委員会等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた学校、教育委員会等向け虐待対応の手引きというものを作成、公表いたしております。まず、学校現場におきまして、これらの手引きに基づく適切な対応がなされるように引き続き促進をしております。また、児童虐待の防止に資するよう、地域の多様な人材でありますとか、専門家等で構成する家庭教育支援チームによる取組を広く推進しております。

具体的には、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費の補助事業を実施しております。これに加えて家庭教育支援チームの登録制度、こういったことを進めております。これらによりまして直近の令和2年度におきましては、全国で986の家庭教育支援チームが設置されておまして、この数につきましては8年前と比べて3倍以上となっております。また、加えまして優れた活動を行う家庭教育支援チームに対する文部科学大臣表彰も実施いたしております。これらによりまして優れた取組の普及、さらには横展開を進めていくという取組をしております。

続きまして、196ページの施策番号211、212の「学校内における連携及び相談体制の充実」についてでございます。文部科学省では、学校内における連携及び相談体制の充実のための研修を実施しております。昨年の11月には独立行政法人教職員支援機構におきまして、教育委員会の指導主事、それから、教育センターの研修担当主事及び各学校や地域において研修のマネジメントを推進する教員等に対しまして、健康教育指導者養成研修を実施いたしました。この研修は3日間にわたるオンラインの研修でございまして、様々な講座を提供いたしましたけれども、例えば子供の心のケアでありますとか、児童虐待への対応といったような講義、演習を行いまして、総勢200名程度の方々が参加をいただいて、研修を行っていただきました。

それから、最後でございます。202ページ、施策番号253です。「子供の暴力抑止のための参加型学習への取組」についてです。文部科学省では子供がいじめ、虐待、暴力行為等の被害に遭った場合の対応について、主体的に学ぶよう地域の実情に応じた取組を教育委員会に促しております。令和4年1月には、全国いじめ問題子供サミットを開催いたしまして、全国から100人以上の小中学生がオンラインで参加をいたしました。「コロナ禍の学校生活で私たちが感じた思い」というのをテーマにいたしまして、コロナ禍の学校生活で子

供たちが感じた思いについてグループ協議などによって議論する機会を設けました。また、子供たち自身がいじめを起こさないためには何が大切かについて考え、メッセージを作成するといったようなことも実施いたしました。さらに、この機会を活用しまして厚生労働省において子供向けに作成された児童虐待の禁止等に関する啓発資料について、児童生徒への周知を実施いたしました。

文部科学省からの報告は以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省から御報告をお願いします。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 厚生労働省でございます。基本計画における厚生労働省の施策について、その主なものについて進捗状況を御報告させていただきます。こちらでも申し訳ありません、資料を用意しておりませんので、白書のほうで基本計画のページ数、お示ししながら説明してまいりたいと思います。お願いいたします。

まず、白書の174ページを御覧ください。第1、損害回復、経済的支援等の取組の中の施策番号25から28、あと31のところが児童虐待ですとか、婦人相談所等の記載になっておりますので、そちらのほうをまず御報告させていただきます。児童相談所の一時保護については、一時保護のガイドラインにおいても子供の安全確保等のために必要な場合には、ちゅうちょなく行うべきということを明記しておりまして、その件数は令和2年度で約4.9万件、うち一時保護の委託件数につきましては約2.2万件となっております。また、一時保護所において個別対応が可能となるよう交付金等を活用して環境改善を推進しておりまして、令和3年4月現在で約90%の一時保護所において個別対応のための環境改善というのを推進しております。

また、婦人相談所においては、休日夜間の電話相談事業により土日も含めた24時間体制が可能となるような支援体制の強化を図るとともに、婦人相談員や一時保護所等の職員への専門研修の拡充などを行っております。併せて、婦人保護施設のリーフレットを作成し、周知を図っております。さらに、令和4年の予算案においても、婦人相談員への経験年数に応じた加算の設定ですとか、そういった適切な処遇の確保による活動強化、また、自立支援を行っておりますNPO法人など民間団体の育成に必要な予算を計上しているところでございます。

続いて175ページの施策番号で言いますと37になります。こちらについては被害休暇の認知度ですとか、あとは導入状況とかの、そういうアンケートを実施しております。また、周知用のポスター、リーフレットも作成、配布しておりまして、経済団体、労働団体の方にも協力いただいております。また、厚労省の中にもポータルサイトを設けまして、周知を図って取組を進めているところです。

続きまして第2の精神的、身体的被害の回復防止への取組の部分になります。施策番号で言いますと38から42までにPTSD等の医療の部分の話がございます。こちらにつきましては医師、看護師等を対象としたPTSDの対策の専門研修というのをしております。

て、その中に犯罪、性犯罪の被害者コースというのを設けて、犯罪被害者の方の心のケアに関する研修を行っているほか、広報ですとかウェブサイトのほうでPTSDの診療を含む医療機能情報提供制度の周知ですとか、また、医学部卒業後の医師の臨床研修において精神科を必修分野として位置づけたりですとか、また、精神保健福祉センターにおける犯罪被害者の支援のための手引きの配布、こういった取組も行っております。

続いて施策番号43と44になります。こちらにつきましては、救急医療の部分ですけれども、ドクターカーですとかドクターヘリの普及ですとか、あと救急医療体制の体系的な整備を図っております。また、消防庁さんと協力しまして医学的な観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を担保するとともに、令和2年8月時点で全都道府県プラス251の地域単位で整備されていますメディカルコントロール協議会の質を底上げし、さらに体制の充実、強化を図るということを目的に全国のメディカルコントロール協議会連絡会も開催しております。

また、救急救命センターに犯罪被害者等が搬送された場合にも、救急医療の実施と併せて精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ、適宜確保することを各都道府県に求めておりまして、令和2年末の時点で287の救命救急センターのほうでこの救命医療の充実と併せて精神科の医師による診療が行われる体制を整備してきております。

続きまして施策番号の48及び50から52までになります。こちらについては児童相談所において児童福祉司、医師、保健師、児童心理司、弁護士等の配置を促進しております。令和3年の4月現在、全国の児童相談所には5,168名、こちら前年度比で言うとプラス615名になりますが、児童福祉司ですとか、750名の医師、190名の保健師、2,071名の児童心理司等が配置されております。また、夜間、休日問わず、いつでも相談に応じられる体制を整備するための支援を行っており、全ての児童相談所において24時間、365日対応可能な体制が確保されており、また、都道府県のほうで地域の医療機関を協力病院として指定して、医学的な知見から専門的、技術的な助言を受ける取組に支援も行わせていただいております。

また、要対協といいますが、要保護児童対策地域協議会につきましては、平成31年4月現在、99.8%の市町村で設置いただいております。さらに令和元年の改正法の中では、この要対協のほうから情報提供等の求めがあった関係機関につきましては、これに応ずるよう努めるという努力義務が課せられておりますので、活用しながら進めてまいりたいと思っております。また、児童養護施設においては令和4年度予算で児童養護施設等における児童相談所等のOBの雇上げですとか、あと職員の相談支援を実施する経費を盛り込んでおります。

また、続きまして次のページ、177ページに行きまして施策番号49になります。こちら、里親委託を推進する自治体の取組を強力に支援するという観点から、里親養育包括支援、フォスターリングともいいますが、事業の向上率のかさ上げ等を行うとともに、施設と連携

した里親養育の支援体制を強化しております。

続きまして施策番号61から63の部分になります。こちらは先ほど少し内閣府さんのほうで御説明がありましたけれども、ワンストップ支援センターの開設の相談があった場合には、協力可能な医療機関についての情報提供を行うとともに、先ほども申し上げましたように、医療機能の情報提供制度においてはワンストップ支援センターの設置についても情報提供を行っているという形になっております。

続いて施策番号66につきましては、警察庁ですとか文科省と連携しまして、犯罪被害者等に関する専門的な知識、技能を有する公認心理師の養成ですとかの研修を実施しているところでございます。

続きまして180ページから182ページのところに参ります。こちら、施策番号は81、また、92、97から99までを少しまとめさせていただければと思っております。こちらについては、婦人相談所において関係機関との連携を図るため、連絡会議ですとか事例検討会議を開催しております。また、事例集ですとか関係機関ごとの役割を掲載したパンフレットを作成し、配布しております。さらに児童相談所などの関係機関と連携するためのコーディネーターの配置ですとか、学習指導員等の配置を進めるなどの取組も継続して行っております。さらに、令和4年度予算案においては、婦人保護施設における民間団体支援専門員ですとか、心理療法担当職員の配置等に関する機能強化についての項目を計上しております。

また、児童相談所においては、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策というのを平成30年にまとめておりますが、その際に児童相談所と警察との間で共有する情報を明確化し、情報共有の充実強化を図るなど児童虐待事案への対応を図る連携を強化しております。さらに、DV等の関係でも関係機関相互の連携体制の強化を図ることを目的として、DV、児童虐待、包括的にアセスメントするためのツール、ガイドラインを作成し周知を行っております。さらに、子ども家庭総合支援拠点についても全ての市町村に設置するというにしているほか、児童相談所等の取組の好事例につきましては、課長会議の場などで自治体からも発表してもらおうなどの周知に努めております。

続きまして、200ページまで飛んでいただければと思います。施策番号の238、240、242につきましては、児童相談所等の幹部職員などに対する研修拠点としまして、令和元年から全国で2つ目の拠点を設けまして、必要な支援を実施しているほか、婦人保護事業につきまして、先ほど少し申し上げましたけれども、令和4年度予算案におきまして自立支援等を行うNPO法人などへの育成に関する必要な予算を計上しているところでございます。

今申し上げたほかにも、それぞれの項目で必要な取組を行わせていただいているほか、現在、児童福祉制度の見直しが検討されておまして、先週3日に審議会の報告書も出ております。その中では、先ほど少し申し上げた市町村に置かれます子ども家庭総合支援拠点と子育て世代の包括支援センターを見直して、全ての妊産婦、子供世帯、子供への一体的な相談を行う機関の設置に努めることすとか、支援を確実に提供できるような体制を構築していこうということ。また、全ての子育て世帯や養育環境への支援を行っていこう

ということ。また、里親支援機関というのを児童福祉施設と位置づけて、家庭養育優先原則の推進を図っていくこと。また、一時保護について新たに設備運営基準を設けて環境改善を図ることが記載されている内容になってございます。これらにつきまして法改正が必要なものについては、今行われております通常国会に法改正案を提出していくという予定になっております。

厚労省からは以上になります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、最後に国土交通省から御報告をお願いします。

○国土交通省総合政策局次長 国土交通省総合政策局次長の加藤でございます。報告させていただきます。

国交省は、自賠責保険の保険金支払いの適正化をはじめ、大きく6つの項目について御報告させていただきます。まず、お手元にお配りしています資料4-1の1枚目、保険金支払の適正化でございます。施策番号5、7、8です。自賠責の関係でございますけれども、国交省では自賠責保険に関して保険金支払の適正化を図るために、いわゆる指定紛争処理機関、具体的には一般財団法人の自賠責保険・共済紛争処理機構が指定されておりますが、この団体に対する監督、さらには保険会社などからの死亡等重要事案の届出に対する審査、逆に被害者からの申出に基づく審査、こういったものを実施しております、引き続き着実に取組を進めていきたいと考えております。

資料の右側に調停の実施状況、これは令和2年度の数字ですけれども、例えば受付件数726件、審査件数636件、さらには重要事案の審査の状況ということで審査件数9万2,714件等の状況となっております。また、ひき逃げや無保険者の事故による被害者の方々につきまして、国土交通省が引き続き政府保障事業により被害者の方々からの請求に基づいて直接被害者に保障金の支払いを行う。こういったことを通じて救済を実施する事業を行っております、これについても引き続き取り組んでまいります。

ちなみに、この政府保障事業の取扱い件数、支払い実績については、資料の右下に件数とてん補額を御用意してございます。受付件数、合わせて554件、てん補件数421件、てん補額5億900万円ということでございます。なお、前年度と比べてやはり交通事故の件数が減っているということがあって、この件数も対前年と比べて減少している状況でございます。

続きまして2番目です。公営住宅への優先入居などについてでございます。施策番号が20から24でございます。公営住宅の優先入居等につきましては、犯罪被害者等の方々の居住の安定を図り、その自立を支援するため、公営住宅への優先入居、あるいは目的外使用に係る配慮、さらには目的外使用について、既にこれまでも一定の要件を満たす場合は、事後報告により補助金適正化法の承認があったものとして取り扱う、そういったことについて既に各地方公共団体に対して要請文書を発出しているところでございます。

資料の2枚目の中ほど、アとイと書いているものの中ほど、若干、令和2年12月の数字

ですが、都道府県及び政令市における公営住宅への入居状況について記載してございます。また、こういった要請文書を発出しておりますが、こういった措置につきまして毎年、毎年、公営住宅の担当者を集めた会議ですとか、あるいは各種研修の場などにおきまして周知の徹底を図っているところでございます。

それから、3番目、自動車事故による重度の後遺障害者の方々に対する医療の充実ということで、資料の3枚目を御覧ください。施策番号45です。重度の後遺障害が残る交通事故が依然として多発しております。そういった中、私ども国交省及び独立行政法人の自動車事故対策機構では、療護施設の設置・運営ということを行っております。また、これに加えて在宅で介護を受けられる自動車事故被害者とその御家族の方々に対して介護料の支給をはじめとする各種支援措置を講じているところでございます。御参考までに、資料の右側に療養施設の設置・運営状況について、現在、令和2年度で11か所、病床数で申し上げますと310床で実施しているところでございます。

また、さらに国交省では、介護者がいらっしゃらなくなった後への備えに向けて環境整備に取り組むためにグループホーム等に対して看護人材の確保等に対する支援を行っているところでございます。実績につきましては、右側の一番下に介護者なき後に備えるための環境整備ということで、補助対象事業者数というのがありますが、合計、グループホーム、あるいは障害者支援施設の54施設に対しまして補助を実施するなどにより支援を行っているところでございます。

また、資料には記載してございませんが、今後、リハビリテーションの機会の充実などによる被害者支援のさらなる対策の充実が必要不可欠でございます。このため、現在、私ども国交省においては、被害者支援のさらなる充実を図りつつ、持続可能な仕組みへの転換を図るため、自動車損害賠償保障法等の一部改正を今国会に提出すべく現在作業を進めているところでございます。また、こちらもまとまりましたら、機会を見つけて御報告させていただきます。と思っております。

次に、4番目でございます。今度は私どもの行政の関係で犯罪被害者の方々の個人情報の保護といった取組でございます。施策番号88です。特に国交省の関係では、いわゆる自動車の登録ですとか、あるいは車検の関係における情報の保護ということでございます。配偶者の方々からの暴力やストーカー行為、あるいは児童虐待等の被害者の保護のため、私ども国交省では、これまでも平成26年度に私どもの出先機関である運輸支局、あるいは関係団体であります軽自動車検査協会などに対しまして、自動車の登録事項等証明書、あるいは自動車検査記録事項等証明書、これらの証明書に対して交付請求があった場合の事務処理につきまして、加害者に被害者の住所等が容易に知られないようにするために必要な事項を定めて通知をしてきているところでございますが、引き続きこの通知を厳格に運用することで情報管理の徹底を図っていきたいと考えております。

また、この通知に関連いたしまして、令和3年8月にストーカー規制法が改正されたことを受けまして、この通知につきましても同様に犯罪被害者等の対象として位置情報無承

諾取得等をされるおそれがあるものを追加するなどの見直しを行っておりまして、引き続きこの通知を厳格に運用するために、運輸支局等の業務担当者に対して周知の徹底を図ってまいります。

それから、5番目でございます。1枚おめくりいただきまして施策番号188、交通事故の相談活動の推進でございます。この交通事故の相談活動の推進につきましては、交通事故相談所、こちらが都道府県、さらには政令指定都市に147か所設置をされておりまして、現在200名を超える交通事故相談員による交通事故相談活動を行っているところでございます。国交省では、この交通事故相談員が複雑、あるいは多様化、さらには専門化する相談に対処できるよう、相談員向けの実務必携、いわゆるハンドブックの発刊、さらには研修の開催等を通じて支援を実施し、相談員の能力向上を図ってきたところでございます。今年度は、この交通事故相談に関しましてハンドブックQ&A、こちらを刊行する予定としておりまして、引き続き相談員の能力向上に取り組んでまいりたいと考えています。また、例年どおり今年度も全国の自治体の交通相談員を対象といたしまして、オンラインではございませぬけれども、研修を既に3回実施しているところでございます。

それから、最後、6番目、公共交通事故の被害者等への支援ということで取組を御紹介させていただきます。施策番号189です。私ども国交省では被害者に寄り添うことを基本とした支援活動を実施するための組織として、平成24年に公共交通事故被害者支援室を設置しており、被害者の方々への情報提供ですとか、相談内容に応じた適切な相談窓口の紹介など事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたる支援を行ってきているところでございます。また、併せて公共交通事業者に対しまして、被害者等支援計画の策定を促してきておりまして、その啓発活動の一環として毎年度、公共交通事故被害者等支援フォーラムを全国10ブロックごとに開催しております。さらに、支援に関わる職員等を対象とした研修を実施してきているところでございます。

そして、資料の一番下の丸のところでございますが、今年の1月の取組でございますけれども、平成28年1月に発生いたしました軽井沢スキーバスの事故に関しまして、これまでも継続的に遺族の皆様方と意見交換会を実施してきておりますけれども、今年の1月15日、遺族の方々、さらには関係の団体、地元の自治体や警察の方々が集まって、関係者が集まって安全・安心なバス運行を誓う集いというものを今回開催されたところでございます。この開催にあたりまして私どもも開催の支援を行うとともに、国交省からも木村政務官をはじめ、関係部局、さらには赤羽前国交大臣にも御参加いただいて、関係者とともに安全に対する取組を改めて強化するよう決意したところでございます。

以上、駆け足になりましたけれども、国交省からの取組状況の報告は以上でございます。今後とも第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、当省関連施策を着実に実施してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、これから関係各府省庁からの御報告を受けた質疑応答に移りますが、その前

に室内の換気のために5分間ほど休憩をいただきたいと思います。ちょうど今3時8分ですから、3時12分には皆さんまた御着席をいただければと思います。それでは、一旦、休憩に入ります。

(休 憩)

○飛鳥井議長 皆様、おそろいになりましたようですので、会議を再開し、質疑応答に移ります。

事前に正木構成員、太田構成員から御質問をいただいておりますので、正木構成員、太田構成員の順に御質問をいただき、関係府省庁に御回答いただきます。

それでは、まず、正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 正木です。それでは、私から質問をさせていただきます。まず、警察庁に対してなのですが、資料1-2のハートさんについての御質問です。まず、ハートさんの相談件数を教えていただきたいということと、この相談がありました後、具体的にどのように取り扱っているのか。相談だけで放置しているというわけではないと思いますので、具体的にどのように取り扱っているのか。それから、その取扱いにおいて関係機関と具体的にどのような連携をしながら解決に結びつけているのか、その辺りを具体的に教えていただきたいというのがまず1点です。

それから、2点目が内閣府についてでございますけれども、内閣府さんにつきましては、資料の2ページの夜間休日コールセンターについて御質問させていただきます。委託をされているわけですが、その委託先はどのようなところに委託をされているのか、その委託先の状況について教えていただきたいことと、委託先に対してどのような研修をなさっているのか、そしてその研修の頻度、それらについて教えていただきたいというのが2点目です。

それから、3点目は総務省さんに対する質問でございます。資料3-4の違法・有害情報相談センターについての質問でございます。先ほど簡単に件数等の報告はあったのですが、具体的にどのような種類の相談が何件ぐらいあるかという相談実績を教えていただきたいということが1点でございます。そして、それぞれの類型ごとに、その後、相談を受けた後どのように取り扱っているのか。先ほど他機関と連携していますとおっしゃったのですが、それに対しては具体的にどのようなふうな連携をされているのかについて教えていただきたい。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御質問につきまして、それでは、警察庁、内閣府、総務省の順で御回答をお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） それでは、警察庁からまず御説明をいたします。正木先生からハートさんの利用状況等についてということでございますけれども、ハートさんは、この番号にかけますと各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口

というところにつながっております。そこにかかってきた相談電話の状況でございますが、令和2年度中ですと着信件数1万4,574件ということでございました。

相談内容、いろいろでございますけれども、相談を受理した場合には担当部局、それから、警察署と連携いたしまして被害者の方、相談者の方の希望する性別の警察官による事情聴取でありますとか、それから、証拠採取でありますとか病院への付添いということなど被害者の心情に配慮して活動を進めていくということになってまいります。

また、相談者、性犯罪被害者の方の御要望によるということもありますけれども、カウンセリングや病院への付添いなどに対応できる民間被害者支援団体を紹介するなど他機関との連携にも配慮して活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

では、次、内閣府、お願いします。

○内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） 内閣府でございます。コールセンターでございますけれども、委託事業者については性犯罪・性暴力に関し、十分な知見を有し、性犯罪・性暴力の被害者などを対象とした電話相談事業の運営業務に携わった実績を有する事業者にて委託をしております。そして、コールセンターの相談員に対しましては、コールセンター設置前にコールセンターの運営やシステムの操作、性暴力被害者支援や緊急性の判断等に関する相談員研修を大体3回以上実施しております。また、コールセンターで受けた相談については、必要に応じてワンストップ支援センターとの間でケース会議を行っております。

なお、ワンストップ支援センターとの連携の調整、相談員の監督、助言等については、性犯罪・性暴力被害者支援についての十分な経験と実績を有する者が行っております。

内閣府からは以上でございます。

○飛鳥井議長 それでは、総務省、お願いします。

○総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課課長補佐 総務省でございます。相談センターにおけるこういったタイプの相談が寄せられているかという実績についてと他機関との連携の具体的状況についてのお尋ねをいただきました。

まず1点目のこういったタイプがあるかにつきましてですけれども、案件によって重複したカウントというのはございますけれども、主な類型といたしまして名誉毀損、信用毀損に関する案件というのが昨年ですと3,000件寄せられております。また、プライバシー侵害、住所、電話番号等を開示してしまうようなものにつきましては2,600件程度の相談が寄せられております。

また、違法情報、いわゆるわいせつ画像や児童ポルノ画像、危険ドラッグ等に関する相談というのは650件程度、さらにいわゆるリベンジポルノに関するプライバシー侵害とも違法情報とも取れるものにつきましては200件程度の相談が寄せられているという記録がございます。

また、他機関との連携の具体につきましてですけれども、今年度より相談機関の連携強化といたしまして、他の相談機関間での連絡会などの開催実施というところも行っておりますけれども、もう少し具体的に申し上げますと、インターネット上にAV出演画像や性暴力被害を受けた際の映像等が流通したとして違法・有害情報相談センターに相談があった場合において、利用者が自力で削除依頼等を行うことができないときには、違法性のある投稿等について削除要請等を行っている法務省の人権擁護機関を紹介したり、インターネット上の中でも青少年に関わる違法情報の疑いが高いものにつきましては、その直接のSNS事業者等へ情報提供を行ったりするなど、こうした連携を通じまして被害者の救済に資するための取組を進めているところでございます。

総務省から以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

正木構成員、ただいまの御回答でよろしいでしょうか。

○正木構成員 はい。どうもありがとうございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして太田構成員から御質問をお願いします。

○太田構成員 太田でございます。それでは、私から国土交通省に3点ばかり質問させていただきます。少し細かい点で恐縮なのですが、分かる範囲で御教示いただければと思います。

○飛鳥井議長 では、太田構成員、1点ずつ回答していただきますので、よろしいでしょうか。

○太田構成員 はい。分かりました。

○飛鳥井議長 では、1点ずつ。

○太田構成員 では、まず1点目でございます。先ほどお示しいただいた資料の中に交通事故の政府保障事業というのがございましたけれども、ひき逃げとか無保険で保険金が払えないケースに対して、実際に自賠責で払わない場合に政府のほうの保障があるわけでありまして、先ほどの統計だと、この保障事業のほうでも支払われていないケースが結構あるように思いました。そこで、この支払われていないケースの理由というものが、どういうものかということ、例えば損害賠償が既に払われているとか、時効になっているとか、そういう幾つかの理由があるかと思うのですけれども、これについて教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長 国交省です。御回答させていただきます。先ほど資料を御覧いただきましたとおり、政府保障事業の取扱い件数、受付件数が554件、一方で、てん補件数、支払われた件数のことをてん補件数と呼んでおりますけれども、これが421件という数字が令和2年度の実績でございます。この令和2年度の事案を見てみましたところ、政府保障事業によるてん補ができなかったケースは、主に3つほど大きな分類がございます。

1つが自賠責保険の支払いにあたりましては、労災保険とか健康保険との関係がござい

ます。健康保険や労災保険等の社会保険による給付額、あるいは損害賠償責任者の支払額、こうしたものの合計額が法定で決められた限度額を超えてしまう場合には、この保障事業のてん補がない場合にあたります。具体的には、例えば3か月間入院して実際に入院費用として労災保険から150万円給付されたケースなどというのは、これに該当するケースでございまして、これが大体、却下事案全体の中の3割ぐらい占めております。

2番目に多いのが被害者側の一方的な過失による場合というケースもございまして。被害車両が例えば単独事故によるような場合です。例といたしまして、被害者によりまして急に進路変更してきた車両を回避するためにブレーキをかけて、そのときに転倒したと、こういう主張をなされるのですけれども、交通事故証明書をよく見てみると車両単独事故として処理されていて、ほかの車が原因となって起きたのかどうか、こういったことが証明されていないケースというものがございました。こういった被害者側の一方的な過失による場合につきましても、てん補ができないケースに該当するとなっております。これが大体2割ぐらいございます。

それから、3つ目でございますが、後遺症の後遺障害に等級がつかなくて非該当となったケースがございます。例えば被害を受けた方々の受傷部、傷を負われた部分の関節の可動域が制限された。こういう御主張に対しまして後遺障害診断書を確認してみますと、その後遺障害診断書上においては、可動域制限が定められた値を満たしていない場合などがありました。こういった場合は非該当となって却下に至ったという話でございます。

以上、主に3つぐらいの理由で、てん補がなされなかったケースがあるということでございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、2つ目、お願いします。

○太田構成員 今のことについて先にお答えしてもよろしいですか。

○飛鳥井議長 はい。

○太田構成員 確認ですけれども、最初の労災とか健康保険の給付というのは、要するに被害者が実際にかかった費用などを補填されたりしているということで、事実上経済的な支援としては行われていると考えてよろしいわけですね。

○国土交通省総合政策局次長 はい。そういうことでございます。労災保険だとか健康保険等によって既に給付を受けているというものでございます。

○太田構成員 あと、損害賠償というのは、加害者が被害者に賠償としたということでしょうか。

○国土交通省総合政策局次長 はい。加害者の方々から支払われた金額、こういった保険による給付額と加害者の方々から支払われた金額の合計が法定の限度額を超える場合には、政府保障事業の対象とはならず、却下された事案があると、こういうことでございます。

○太田構成員 それが3割ぐらい。それから、被害者のほうの過失は100%でも単独事故が2割ぐらい。あと、等級がつかないというのはどれぐらいでしたでしょうか。

○国土交通省総合政策局次長 それが2割ぐらいです。

○太田構成員 残りが3割ぐらいということですね。はい。分かりました。ありがとうございます。

○国土交通省総合政策局次長 証明書類が不足しているということで支払いの対象にならなかったケースがあるとのことです。

○太田構成員 はい。ありがとうございます。

それでは、2番目、よろしいでしょうか、議長。

○飛鳥井議長 はい。お願いします。

○太田構成員 2つ目として、居住支援協議会のことの御説明がありましたけれども、協議会のほうの内容を見ると、被害者を住宅確保要配慮者の対象としていないような、そういう自治体があるようなのですけれども、実際にそういう事実があるのかどうかということと、それから、実際に協議会を設置している自治体でも、その犯罪の被害者を対象としていないような自治体というのがどの程度あるのかという、イメージでも結構なのですけれども、お教えいただければと思います。

○国土交通省総合政策局次長 お答えいたします。居住支援協議会でございますけれども、今現在、令和3年12月31日の時点で全都道府県及び66の市区町に設置されておりまして、協議会全体としては111設立されているところでございます。この111の協議会におきまして、それぞれの協議会が支援対象とする住宅確保要配慮者、これは各協議会において任意で定めていただくことになってございます。したがって、犯罪被害者を支援対象としている協議会もあれば、支援対象としていない協議会もある。こういうのが実態でございます。

ちなみに、犯罪被害者の方々を支援対象としていない、対象外としている協議会、どれぐらいあるかアンケートベースで調べてみましたところ、約2割弱が支援の対象としていない、こういう結果が寄せられているところでございます。

○太田構成員 ありがとうございます。意見は、今日は必要ないと思うのですけれども、こういう自治体にも要配慮者に犯罪被害者も含めるということも要請していく必要もあるのかなと感じました。

それでは、最後、3番目なのですけれども、先ほどの自賠償のことです。政府保障事業で実際に損害の補填を行った場合には、加害者に対してその損害賠償の債権の回収を行っていると思うのですけれども、この債権の実態ということがもし分かれば教えていただきたいと思います。実際に債権の回収というのはどういうふうに行っているのかとか、加害者のほうにはどういうふう連絡を取っているのか、行方が分からなくなってしまう場合もあるのではないのかとか、分割で払っているのかとか、定期的に払っているのかとか、それから、回収率が結構よくないわけでありましてけれども、これ、加害者の資力が足りないからなのかどうか、強制執行等やっているのかとか、そういった実情を教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長 お答えいたします。まず、債権の回収状況について御報告

させていただきます。簡単に概要を申し上げますと、平成30年度に発生した債権について御回答させていただきますが、件数として246件、総額として約6億400万円の金額になってございます。この債権の令和2年度までの回収状況ですが、回収総額が約1億4,700万円、回収率といたしまして24.4%、こういうような状況になっているところでございます。

この債権の回収についての実態ですが、まず、回収の方法をどうやっているのかということについてですけれども、これは債務者に対しまして電話をかけたたり、直接訪問したり、文書などを発送することで支払いの督促を行っているところでございます。また、一括弁済できない債務者に対しましては、和解手続を取ることによって分割弁済を行っている場合もございます。

あと、この回収率、御指摘のとおり低い状況なのではないかということでございます。私どももこの政府保障事業の債権というものは、加入が義務づけられている自賠責保険、これに加入せずに事故を起こした者に対する債権でございますので、金額の多い少ないにかかわらず、逃げ得を許すことは認められないということで、全力を挙げて回収を行っているところでございます。

一方、この政府保障事業債権、実態のほうですけれども、やはり交通事故による損害賠償金というものは、一般的に高額になるという傾向がある一方で、加害者のほうが生活困窮等によって自賠責保険に加入していないなど支払いに十分な資力を有していない者が多いという実態がございます。また、さらに自賠責保険に入っていないということは、強制保険に入っていないということになりますので、遵法精神が欠如している者が多いと言わざるを得ない状況になってございます。さらに、所在が分からない、所在不明等により請求することが困難な場合も多いなどの実態となっております。こういった状況ではございますけれども、私ども全力で債権回収業務に取り組んでいるところでございますので、引き続き尽力してまいりたいと考えております。

そして、債務者情報についてどう取得しているのかということなのですが、これは加害者が所在している自治体に対して資産等照会を行うことによって資産情報を取得するやり方を取っているところでございます。強制執行の実態ですけれども、こうした自治体への資産等の照会を行っているのですが、この加害者が先ほど申し上げたように支払いに十分な資力を有していない加害者も多くございます。なので、強制執行は年にわずか数件というレベルですけれども、その程度しか行われていないところでございます。

そういう中で、先ほど先生からもお話がありました、所在が分からない加害者もいるのではないかとということで、それは実際ございまして、また一時的に連絡が取れなくなるにすぎない場合などもあるので、全体像をまだ把握し切れていないですけれども、連絡の取れない加害者については、定期的に住民票を取り寄せるなどの追跡の調査を行っていたり、あるいは現地を実際に訪問して周辺に聞き込みを行うなどの手段によって、所在の確認に努めているところでございます。

以上、現在の状況を御報告させていただきました。よろしくお願いたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

太田構成員、よろしいでしょうか。

○太田構成員 一言だけ感想を。犯罪者への求償に本当に苦勞されているという様子がよく分かりました。あと、所在不明の話がありましたけれども、そうすると住民登録をしないで逃げ回っているという人も事実上いるのではないかなという感想を持ちました。そうすると、その人たちは、住民登録をしていない関係で、地方税の納税をしない一方、公共サービスが一切受けられなくなっているわけですので、損害賠償だけではなくて、そういう本人の生活というのも恐らく破綻しているのではないかなという印象を持ちました。ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、これからほかの構成員の方からのまた御質問を受けたいと思いますが、本日の関係省庁からの御報告に対して、質問、御意見等のある方は挙手をお願いいたします。

伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 伊藤です。事前に質問を出していませんでしたけれども、簡単なコメントと質問をさせていただきます。まず警察庁さんと、それから、文部科学省さんをお願いしたいと思います。

まず、警察庁さんから、広報・啓発活動の一環について御説明いただきました。今年度は犯罪被害者週間の中央イベントのときにタレントの中川翔子さんと呼んで初めての試みだったと思うのですが、会場とライブ配信をしました。警察庁の担当の方々は、御苦勞が多かったと思います。私も少し関わらせていただいて感じたのですけれども、とてもいいダイジェスト版ができて、限定公開されています。

そのダイジェスト版は、ある意味、広報啓発の中でも入門編的なことだと思います。中川翔子さんのような有名な方と呼んだのは、若い人たちの関心を呼ぶ意味で、すごく意味があったと思うのですけれども、今後どういうふうにしていくかについて、例えば遺族の方の御講演や、シンポジウムについても何らかの形で限定配信することを今後考えていただけたらと思っております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

では、ここで一旦回答していただきますか。

○伊藤構成員 はい。そうですね。

○飛鳥井議長 では、警察庁から。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。ありがとうございます。ありがとうございます。伊藤先生には中央イベントのシンポジウムで、コーディネーターもお務めいただきまして大変ありがとうございました。ダイジェスト版については、できるだけ多くの、普段なかなか犯罪被害者支援ということに意識が向いていないような方にも御覧いただきたいということで作成をいたしました。さらに深く知っていただくためにどのような形ができるのか、引き続き考えていきたいと思っておりますし、また御指導いただきたいと思いま

す。従来から様々なパンフレットなどを作ってきておりましたが、こうした映像は非常に訴求力が高いと考えておりますので、しっかり検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤構成員 よろしくお願ひします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

○伊藤構成員 次の文部科学省さんの御説明の中で、最初に53番の施策について、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを配置するようになりましてということ、数量を御報告いただきました。随分多く配置されるようになったんだという印象を持ちましたが、そういった配置数のみならず、スクールソーシャルワーカーとかカウンセラーの人たちに対して、犯罪被害者の支援についてどのような研修がなされているのかという点が気になっています。

といいますのも、最近、子供の性被害が増えていますね。そういう場合、子供がどこに相談したらいいか悩んでいることも多いと思います。それが適切に対応されないと、非常に大きな影響を後々まで及ぼすということを、最近、詳しく知ることができて、学校の対応というのがとても重要になるのではないかと思います。ですので、ただ、カウンセラーを配置しました、ソーシャルワーカーを配置しましたではなくて、そういう人たちがどれだけ、例えば性被害について詳しく研修を受けているのか、情報を得ているのかという点がポイントになっていくのではないかなと思います。その点、今後どういうふうに研修などの中身を充実させていくかについてお考え、検討されていることがありましたら伺いたいと思っております。

○飛鳥井議長 では、文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房総括審議官 文科省でございます。ありがとうございます。今、先生がおっしゃっていただいたことは大変重要な問題、課題だと思っております。先ほど御説明の中で、まず数的、量的なスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーの配置、そこを拡大していくという部分と併せまして、教職員や、配置されたこれらの方々に対する点としては、研修といいましょうか、相談対応など能力向上といったことがとても重要なことだと思っております。具体的に、どのような向上の取組がなされているかといった刈り取りまではまだ行っておりませんが、文科省といたしましては、教職員支援機構が実施する研修、これをしっかりと充実させるという中で、昨今問題になっているような事案などの具体例も挙げながら、そういう研修を充実させていくこととしております。

それからあと、こういったカウンセラーでありますとか、ソーシャルワーカーの活動、質を向上するという部分、これも同じような話ではありますけれども、質向上のためにそれぞれの学校でありますとか、学校区に対しましてスーパーバイザーという名称で指導体制、指導が行えるような方の配置ということも併せて予算化をしております。こういったことを今後ともしっかりと内容の充実、量及び質の充実に向けて取り組んでまいりたいと

思います。

以上でございます。

○伊藤構成員 ありがとうございます。スーパーバイザーというのは、とてもいいアイデアだと思います。それから手引きですね。文科省は、そういうのをお作りになるのが上手だと思いますから、犯罪被害に関してハンディなもので担当者の方がすぐ見ることができ、勉強していけるような手引き、ガイドブックのようなものがあるといいのではないかと思います。

以上になります。ありがとうございました。

○飛鳥井議長 ほかの方、いかがでしょうか。御意見、御質問のある方。和氣構成員、お願いします。

○和氣構成員 初めて参加させていただきました。きついお願いかもしれませんが、私は犯罪被害者等ですので、「命の大切さを学ぶ教室」に講師として関わっておりますし、被害者支援センターで犯罪被害相談員として支援をさせていただいておりますが、まだまだ犯罪被害者等支援全体の周知徹底がされていないということを感じております。

特に、申し訳ないのですが、警察庁の方々におかれましては、先程の発表された取組の中で、研修等されているとのことでしたが、その研修・教育は、管理職の方々や担当者の方々の研修・教育なのかなという感じを受けています。犯罪被害者等は地域担当の交番長や担当職員が自宅を訪問し、見回りをされて直接お話をされていると思うのですが、犯罪被害者等支援の知識、意識が不十分であるため、二次被害を与えてしまっている現実がありまして、ぜひ幅広い職員の教育も今後お願いしたいところでございます。

また、文部科学省さんには、生徒さん対象の「命の大切さを学ぶ教室」をさせていただいているのですけれども、むしろ、生徒さんよりも学校の先生方の意識、知識というものがまだまだ不十分かなと感じておりますので、研修・教育も今後お願いしたいところです。

厚生労働省さんには、会社の長期休暇に対してですが、犯罪被害者等の方々も意見を述べさせていただき、手記なども提供させていただいているのですけれども、一向に企業さんが手を挙げていただけないという現実がございますので、早めに対応をしていただければという犯罪被害者等側からのお願いでございました。

以上です。ありがとうございました。

○飛鳥井議長 今、3点、1点は、この被害者支援について、例えば現場の警察官、あるいは学校の教職員、まだまだ知識不足、いろいろな問題がある。啓発を充実していかなければいけないという意見ですけれども、その御意見についていかがでしょうか。まず、警察庁のほうから御回答をお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） ありがとうございます。御指摘を受けまして、非常に重く受け止めなくてはいけないところだなと思っております。警察は被害に遭った方に最初に会う機会というのが非常に多い仕事だろうと思っております。その役割について、若い警察官も含めて多くの者に対して様々な研修等を通じて、説いてきて

いるところでありますけれども、まだ徹底しきれていない点があるということとっております。一人一人の職員がそういうことを念頭に置いて臨んでいくことが大変重要ですので、犯罪被害者の方々や、あるいは民間支援団体の方々のお力も借りながら、犯罪被害者に寄り添っていかなくてはいけないということを引き続き徹底させるように取り組んでまいりたいと思っております。御指摘、ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、次、文科省から学校管理者だけではなくて、現場の教職員の方への啓発というのをもっと力を入れてほしいといったような御意見だったのですが、いかがでしょうか。

○文部科学省大臣官房総括審議官 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、学校、現場の先生方お一人お一人の意識を高めていただくということがとても大事だなと思っております。毎年、健康教育指導者養成研修など研修を行っておりますけれども、今日いただきました有識者の方々からの御意見というものも重く受け止めまして、毎年行う研修ではありますが、中身についてしっかりと見直し、必要な見直しをかけながら充実した研修をやって、先生方お一人お一人の意識を高めていただけるように引き続き文科省として努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともぜひ御指導いただければと思います。ありがとうございます。

○飛鳥井議長 最後に、それでは、厚生労働省から犯罪被害によって長期休職を余儀なくされている方々への対応ということでの取組について、いかがでしょうか。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 厚生労働省です。厚生労働省のほうでもいただいていた被害者休暇の認知度ですとか、導入状況ですとか、こういったものを企業の方々にアンケート調査を行っておりますして、年度内くらいの公表になるのかなと思っておりますが、そういったところを踏まえてさらに取組、皆さんの意見を伺いながら取組を進めていけるようにしてまいりたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、あと手を挙げられていた方、加藤構成員、お願いします。

○加藤構成員 お世話になります。先ほど和氣さんがおっしゃったことに少しプラスしてということになりますけれども、私、岡山県なのですけれども、最近、各警察署でケーススタディーを基にいろいろな行政の方だとか、ハローワークの方だとか、いろいろな方、支援の方を集めて事例課題の研修をやっているんですね。というか、それを始めました。各担当においては一生懸命いろいろな施策を論ずるわけですがけれども、警察の方がこういった研修を始めたということが、私はすごくいいなと思っております、私も参加した中で非常に感心をいたしました。

ただ1つ欠けている視点というのは、自ら持っている施策を一生懸命PRする、あるいは意見を述べるのですけれども、一番欠けている視点というのは、ある1人の被害者に対してどうしてあげたいのかという視点がまずないですね。この人に対しては何が一番有効なのか、一番優先すべき施策って何なのかということが論じられずに、各パーツで一生懸

命頑張っているという、何か連携しているようで連携できていない。そんな印象を持ちました。これからどんどん一生懸命、そういうケーススタディーで学んでいくうちにいい形になっていくのかなと思って非常に感心をいたしました。これが1点です。

2点目は、これは厚生労働省さんだったですか、いじめがあった、虐待があった家庭の家庭教育支援のチーム、そういう登録制度を作って活動しているという話もありましたけれども、先ほどの和氣さんの話と同じで、要はそういった虐待等の予防啓発という意味からして、やっぱり学校の、中学校、あるいは小学校の先生方の教育改革というのは物すごく大事なのではないかなと思っています。犯罪を予知するというより、予知するということより、犯罪をいかに防ぐかということよりも、犯罪をいかに犯させないようにするかということの役割を教師が一番重要な部分を握っていると思うんですよね。

ところが、現実には学校の先生というのは、夜9時、10時まで仕事を抱えて本当に疲弊し切って家に帰っています。そういう先生方がある意味、気の毒なのですけれども、もう少し教育委員会等が仕事を減らして、雑務を減らして、もう少し子供たちと接触するような時間を多く設ける。一番、虐待であるとか、子供の変化に気がつくのは先生のはずなんですよね。私も大学でいろいろ講師をやらせていただくこともあって、最初の授業でも90人ぐらいの生徒の中で、一言もしゃべることができない生徒たちというのは、数人必ずいます。ところが、学校の先生というのは、小学校、中学校の先生というのは毎日接しているわけですよね。毎日接していて、その子の異常であるとか、変化だとか、あるいはいじめている側の行動等に気がつかないというはずがないんですよね。私はすごくここに憤りを持っていて、いじめはなかったというニュースがよく流れますけれども、すぐ引っくり返って、いや、やっぱりありましたと。非常に恥ずかしいなという気がいたします。

少なくとも学校で勉強を教えるということよりも、学校の先生というのは将来を担う子供たちが大人になったときに、本当に社会の役に立つ立派な人間に育てもらうために教育するのであって、やってはいけないこと、あるいはやらないといけないこと、そういったことをきちっと教え込んでいくというのが先生の姿だと思っているんですよね。ところが、現実には、そうはなっていない。面倒くさいことというのは大体スルーしてしまう。したがって、子供が発信しているSOSに対しても気づかないのか、気づこうとしないのか分かりませんが、そういう姿勢というのがすごく欠けていると思うんですよね。そのことを、本当に教師としての役割ということをもっと文部科学省さんのほうで指導していただいて、本当に立派な教師になるための指導というのをやっていただくことが非常に重要なことではないかなと思っています。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

1点目のほうは大変貴重な御意見かと思えます。他職種が集まっても、それぞれ縦割りの意見発表だけで終わってしまう連携ではなくて、本当に被害者の視点に立った、いわゆるニーズ、どういうところにニーズがあるのか。そこを中心にした連携ということが必要

だということの御意見だったかと思えます。これについては関係府省庁、いろいろなところが関わっておりますので、引き続きそういう視点を持ったいろいろな連携というものをまた考えていただければと思えます。また、岡山の事例なども引き続き今後の機会でも、このような取組をしているということを御教示いただければ大変参考になるかと思えます。

それから、2点目のほう、学校の役割としてやはり予防ということを考えて教育というのは大変大きな役割を持っていますので、そのことについてももう少し学校としていろいろな役割があるのではないか。教育の役割があるのではないかといったような御指摘だったと思えますが、これは文部科学省の構成員、いかがでしょうか。

○文部科学省大臣官房総括審議官 文科省です。ありがとうございます。まさに児童虐待の防止に向けましては、未然防止、早期発見、早期対応、それから、虐待を受けた児童生徒の支援、これが大変重要であると考えております。そういったことで学校、家庭、地域社会、関係機関が密接に連携することが必要であると思っております。

先ほど言及していただきました家庭教育支援チームもそうなのですが、例えばこの支援チームにおきましては、月に一度、支援チームの会議を実施し、子育て支援課というようなところと、それから、教育関係機関、ここが連携をするというようなことで密接な連携を図るというようなことも具体的にはやっておりますし、それからまたあと文科省の別の予算事業といたしましては、地域における家庭教育支援の取組を受け、真に支援が必要な家庭への対応等の充実といったことで、未然防止、早期発見に資する家庭教育支援というようなこともやっておりますし、引き続きこういったことも充実すべくやっております。

そして、もとよりやはり有識者の方におっしゃっていただいた教員の意識、これは全ての教科を教えるということもそうですし、今日の議論になっている問題もそうですけれども、しっかり教員も指導の充実、これについては引き続きしっかりと努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

少し時間が押してきておりますが、あと手が挙がっておられた正木構成員、お願いします。

○正木構成員 1点が内閣府さんに対する質問と、1点が法務省に対する意見です。まず、内閣府さんに対する質問なのですが、DV対策で加害者プログラムの説明をお受けしたのですが、外国でも行われているということは聞いているのですが、なかなか成果が出せていないということも聞いています。この加害者プログラムを始められて、どの程度成果が上がっているのか、成果の見通しはあるのか。その辺りについて教えていただきたいというのが1点。

それから、法務省に対しましては、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に

についての意見を申し述べさせていただきたいと思います。これにつきましては、国費化をされていない、なので日弁連が会員から会費を集めて被害者援助事業を行っているわけですが、刑事、少年を除いて5つの援助事業を行っていて、犯罪被害者、難民、外国人、それから、精神障害者と高齢者となっています。その中で犯罪被害者の援助事業が突出して利用者が多い。これは法務省のほうも白書で御存じだと思うのですが、ということ、それだけ必要性がある、重要性が高いということなのだろうと思っています。

ですので、今後、この経済的援助を考えると、この援助事業の質を落とさない、これ以上のものとなる制度を作っていただきたいと思っています。特に対象犯罪につきまして、非常に利用が多いということで、この対象犯罪、つまり日弁連が行っている援助事業についての対象犯罪は網羅していただきたいということ。精通弁護士紹介の事例を見てもやはりたくさん需要があるということで、この援助事業が多くなっている。ですので、犯罪被害者援助事業の対象になっているものについては、必ず網羅、カバーしていただいた事業を立ち上げていただきたいというのが1点です。

もう一つは支援の時期なのでありますが、私、関西ですので関西の例を挙げますと、大阪でこの前、クリニックの放火事件がありました、それでも分かるように事件が起きてすぐ支援は必要なんです。そしてまた重大な犯罪であればあるほど、そして耳目を集める犯罪であればあるほど事件が起こったときからマスコミ攻勢というのは大きくあるわけですし、そこに支援が必要で、そのノウハウを持っているのはやはり弁護士だということで、被害が発生した直後、事件が起きた直後に支援が必要。そして、告訴する、それから、被害届を出すというのも重要な支援であるということを考えると、犯罪が起こったとき、事件が起きたときから支援ができるようにしていただきたい。

特に性犯罪につきましては、被害者は非常に悩みます。被害届を出すのかどうか、どうしようか、こういうときに支援が非常に重要になってきます。性被害の被害者は今後どうなっていくのか、法的手続がどうなっていくのか、とても心配です。そういうときにやはり支援の手が届かないといけないかと思っています。ですので、この辺の観点から事件が起きたときから支援の手が届く制度を立ち上げていただきたいというのが私の意見です。どうぞ法務省さん、よろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、1点目、これはDV対策の中での加害者プログラムの成果ということでよろしいですかね。

○正木構成員 はい。

○飛鳥井議長 それについて、なかなかこれ、成果というのは難しいと思うのですが、今ある何かデータがございましたら御提示をお願いできればと思うのですが。

○内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） 内閣府でございます。先ほど冒頭のほうで御説明いたしましたけれども、この加害者プログラムにつきましては、令和2年度から令和4年度の実施プログラム、最低基準を策定することに向けて、ちょうど今試行をや

っている状況でございまして、令和2年度に広島県において試行をやったのですが、ちょうど今その実施状況についての効果検証を行っているところでございます。今、正木先生のほうからございましたけれども、加害者プログラムはうまく行っていないという話もございまして、我々、ちょうど今始めたばかりですので、御意見を踏まえまして、効果的なプログラムにするべく引き続きしっかりと効果検証をやって、さらに次のステップへ進めていきたいと思っております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、また来年、再来年の中でデータがそろいましたら御報告をお願いできればと思います。

2番目、法務省への御質問ですが、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済援助に対する、今、検討会が立ち上がって実務者協議会が始まったというところだという御報告がございました。そのことも兼ねて、もう一度正木先生の御質問について御回答をお願いできればと思います。

○法務省政策立案総括審議官 法務省でございます。正木先生、ありがとうございます。まさに今御紹介にありましており、新たに犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会を立ち上げたところでございます。様々な課題が提示されておりますので、例えば支援の対象となる事件をどういうふうに認定するのか、あるいは具体的な支援の在り方、どういう弁護士の活動に対して国費を負担していくのか、そういうのを検討しながら、もとより犯罪被害者の方々のニーズをしっかりと酌み取った形で適切な制度となるように運用、それから、必要な法改正を行っていきたく思っておりますので、これからも様々な御指摘、御指導をよろしくお願いいたします。

法務省でございました。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、申し訳ないですが、ほかにも御意見がある方おられると思いますが、時間がもう超過してまいりましたので、さらなる御意見については後ほど事務局にお寄せいただければと思います。後ほど改めて事務局から連絡を行っていただきます。

ただいまの構成員の皆様からの御意見等を踏まえまして、関係府省庁におきましては引き続き第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策の確実かつ適切な推進をお願いいたします。今日は、どうもありがとうございました。

最後に、事務局から次回の日程に関する連絡がありますので、お願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局から次回の会議日程について連絡申し上げます。次回も第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況につき、御議論いただくことを予定しております。後日、日程調整を改めて行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

○飛鳥井議長 それでは、これもちまして第39回基本計画策定・推進専門委員等会議を

終了いたします。本日は、皆様、どうもありがとうございました。